

○守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」実施要綱

平成31年4月1日 制定  
令和2年4月1日 一部改正  
令和3年4月1日 一部改正  
令和4年9月1日 一部改正  
令和5年9月1日 一部改正

(事業の目的)

第1条 この事業は守山市において地域福祉の推進をはかることを目的とし、市内の団体が行う福祉のまちづくり活動を応援するもので、市内の多くの団体から、「くらしの課題」を解決するための先駆的、独創的な活動の提案を受け、公開プレゼンテーション等を通じて、市民が課題を共有し、より多くの共感を得る活動に重点的に助成を行う。このことで、地域の福祉活動が活性化し、より効果的に地域生活課題が解決されるとともに、共同募金運動へのより多くの方の理解と共感が得られ、住民参加の福祉意識が醸成されることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、守山市内において、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする活動を行う団体（法人格の有無を問わない）とし、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 構成員が3人以上で、その構成員のうち2人以上が守山市内に在住、在勤していること。
- (2) 未成年のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。
- (3) 団体の運営に関する規約・会則があること。
- (4) 継続的な活動が期待できる団体であること。
- (5) 宗教活動または政治活動を行う団体ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下にないこと。

(助成対象となる活動)

第3条 助成金の交付対象となる活動は、守山市内において地域福祉の推進を目的とする活動であって、次の各号のすべてに該当する活動を対象とする。

- (1) 既存の制度やサービスでは対応できない地域生活課題を解決するための活動。
- (2) 本会が別に定める期間内に完了する新規事業。既存事業であっても、事業内容の質を高め、新たな展開を図る場合はこの限りではない。

(助成対象としない活動)

第4条 助成対象事業が、次の各号のいずれかに該当する活動は助成の対象とはしない。

- (1) 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とする活動
- (2) 単に物品の購入や施設の改修を行う活動
- (3) 特定の人または特定の団体の利益を目的とする活動
- (4) 営利、宗教または政治を目的とする活動
- (5) 調査または研究のみを目的とする活動

- (6) 国、地方公共団体その他助成団体等から助成を受けている活動
- (7) その他守山市共同募金委員会会長が適当でないと認める活動

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の制限)

第6条 助成金の交付は、当該年度につき1団体1事業とする。

2 同一団体への交付は、3回限りとする。

(助成対象事業の公募)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、募集要領に定める申込期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 企画提案書兼申請書（別記様式第1号）
- (2) 団体概要書（別記様式第2号）
- (3) 会員名簿（別記様式第3号）
- (4) 事業計画書（別記様式第4号）
- (5) 事業収支予算書（別記様式第5号）
- (6) 団体規約・会則
- (7) 共同募金についての明示や広報の実施方法について（別記様式第6号）
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 会長は提案を募集するにあたり、募集要領を定めて公表するものとする。

3 前項の募集要領には、助成対象事業の審査方法および基準ならびに申込期間等その他必要な事項を記載するものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 会長は、提案のあった助成対象事業の審査をするため、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の所掌事項)

第9条 審査委員会は、会長から意見を求められたときは、助成対象事業の内容を審査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(審査委員会の組織等)

第10条 審査委員会は、委員10名以内をもって組織し、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第 11 条 審査委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(決定通知)

第 12 条 会長は、第 9 条の審査結果に基づき、助成を行う団体等を決定したときは、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成決定通知書（別記様式第 7 号）により団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、会長は助成を行わない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に付記しなければならない。

(申請事項の変更および承認)

第 13 条 前条の規定により通知を受けた助成対象団体は、その助成の申請内容に変更が生じる場合は、変更に係る関係書類を提出し、その承認をうけなければならない。

(中間報告)

第 14 条 助成対象団体は、会長の求めに応じて面談等により助成対象事業の実施状況について、会長に報告しなければならない。

(完了報告および成果報告)

第 15 条 助成対象団体は、事業が完了した日または年度末のいずれか早い日までに守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金完了報告書（別記様式第 8 号）に領収書および写真等の証拠書類等を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成対象団体は、前項の守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金完了報告書に基づく活動成果報告を、会長の求めに応じて、行うものとする。

(助成金の額の確定)

第 16 条 会長は、前条第 1 項に規定する完了報告後、内容を審査し助成金の額を確定したときは、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金確定通知書（別記様式第 9 号）により助成対象団体に通知する。

(助成金の交付)

第 17 条 前条に規定する助成金の確定の通知を受けた助成対象団体は、守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金交付請求書（別記様式第 11 号）により、会長に助成金の請求をするものとする。

2 会長は、助成対象団体が事業に着手するに際し、助成対象団体から守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金請求書（概算払）（別記様式第 10 号）により助成金の概算払いを請求されたときは、第 12 条により交付決定した助成金額を上限とし、概算払いをすることができるものとする。

3 会長は第1項または第2項の規定による助成金請求書を受理した場合、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第18条 会長は、助成対象団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体に対し助成の決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請または報告をしたとき。
- (2) 助成を決定した事業の全部または一部を実施しなかったとき。
- (3) 助成を決定した事業以外のものに使用したとき。
- (4) 第15条による助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

付 則


この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

種別	(1)テーマ設定型公募	(2)自由テーマ型公募
金額	上限 20 万円	上限 10 万円
内容	守山市共同募金委員会が設定した課題を解決するための活動 (テーマ①：居場所づくりにつながる活動) (テーマ②：新たなつながりをつくる活動) (テーマ③：生活困窮世帯の支援につながる活動)	申請団体が設定した地域生活課題を解決するための活動を対象とするもの
条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一団体への助成は、1 団体 1 事業とする</li><li>・ 同一団体への交付は 3 回限りとする</li><li>・ 備品購入経費は、助成額の 3 分の 2 以下とする</li><li>・ 申請内容に虚偽があった場合、助成金の一部もしくは全額を取り消す場合がある</li><li>・ 法人にあっては、本来事業と明確に区別できる事業であって、他機関や団体と連携しての活動を対象とする</li><li>・ 自治会については、活動を実施するにあたって、他の機関や団体と連携を図る活動を対象とする</li></ul>	

様式第1号（第7条関係）

① 企画提案書兼申請書

テーマ	<テーマ設定型> <input type="checkbox"/> 居場所づくりにつながる活動 <input type="checkbox"/> 新たなつながりをつくる活動 <input type="checkbox"/> 生活困窮者の支援につながる活動 <自由テーマ型> <input type="checkbox"/> 申請者が設定した地域生活課題を解決するための活動
対象活動区分	<input type="checkbox"/> 既存の制度やサービスでは対応できない地域生活課題を解決するための地域福祉活動 <input type="checkbox"/> 今年度に完了する新規の地域福祉活動 <input type="checkbox"/> 既存の地域福祉活動で、内容の質を高め新たな展開を図る活動
事業の名称	
実施期間	着手 年 月 日～ 完了 年 月 日まで（予定）
事業費合計額	円
助成金希望額	円
添付書類	1 団体概要書(様式第2号) 2 会員名簿（様式第3号） 3 事業計画書(様式第4号) 4 事業収支予算書（様式第5号） 5 団体の規約・会則 6 共同募金についての明示や広報の実施方法について(様式第6号) 7 その他必要な書類
団体の名称	
連絡先 団 体	住所 〒 TEL ( ) FAX ( ) E-mail
担 当	担当者氏名 住所 〒 TEL ( ) FAX ( ) E-mail
提出日 年 月 日	
社会福祉法人滋賀県共同募金会 守山市共同募金委員会 会長 あて	
	
[企画提案者] 住 所 団体名 代表者職・氏名	
印	







④事業計画書

団体名	
事業の名称	
事業の目的	取り組む地域生活課題や、解決するために行う事業の目的など記入してください
事業対象	対象エリア  対象者
事業の内容	できるだけ具体的に記入してください
事業実施により期待される効果	
事業のスケジュール	
事業についてPRしたいこと	

⑤事業収支予算書

■経費の内訳（収入）

項目	内 訳	金額（円）
共同募金 助成金要望額	赤い羽根チャレンジ応援事業助成金	
合 計		

■資金の内訳（支出）

項目	積算内訳（なるべく詳細に記入）	金額（円）
合 計（総事業費）		

様式第6号（第7条関係）

⑦共同募金についての明示や広報の実施方法について

事業について、共同募金への寄付者の理解と共感を得るために行う、明示や広報の実施方法について具体的にご記入ください。

共同募金による助成事業であることを寄付者や地域住民へのわかりやすく明示する方法  
(例：事業所玄関や掲示板等に事業実施の様子等の写真と赤い羽根マークをA3サイズで掲示)

共同募金による助成事業であることの寄付者や地域住民へ伝える方法  
(例：団体の広報誌1ページを使用し助成を受けたことの記事を掲載)

共同募金運動に協力できる事項（該当するものに○印を記入してください）

<input type="checkbox"/>	募金箱設置	<input type="checkbox"/>	街頭啓発参加
<input type="checkbox"/>	会員への募金活動	<input type="checkbox"/>	グッズ購入協力
<input type="checkbox"/>	寄附つき自動販売機の設置	<input type="checkbox"/>	のぼり旗掲出
<input type="checkbox"/>	募金つき商品の開発・作製・販売等	<input type="checkbox"/>	ポスター掲示
<input type="checkbox"/>	その他（ご協力いただける内容についてご記入ください）		



年 月 日

社会福祉法人滋賀県共同募金会  
守山市共同募金委員会 会長 宛

申請者

団体名

代表者名

印

守山市共同募金委員会公募助成事業「赤い羽根チャレンジ応援事業」完了報告書

共同募金の助成決定をうけた、下記の事業について、事業が完了しましたので、下記のとおり関係資料を添えて報告します。

記

事業の名称
事業実施の内容・成果
今後の課題

添付書類

領収書の写し

その他事業に関する資料

事業収支決算（精算）書

■資金の内訳（収入）

項目	内 訳	金額（円）
共同募金 助成金要望額	赤い羽根チャレンジ応援事業助成金	
合 計		(A)

■経費の内訳（支出）

項目	内 訳	金額（円）
合 計（総事業費）		(B)

## 共同募金寄付者へのありがとうメッセージ

この助成事業は地域の住民のみなさまから寄せられた赤い羽根共同募金を財源として実施しています。助成を受けられた方々のメッセージを広報やホームページへ掲載することにより、共同募金の使われ方を地域の方々、事業の対象になる方や関係者へ周知いただくことを目的としています。

団体名

タイトル

ありがとうメッセージ（200字程度）

事業実施写真

※広報紙等に掲載することがありますので、個人情報等につきましては了解を得ていただきますようお願いいたします。）

守 共 募 第 号  
年 月 日

様

滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会  
会 長

守山市共同募金委員会公募助成事業  
「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました標記の助成金について、下記のとおり助成金の額を  
確定したので通知します。

記

1 事業名

2 助成金の確定額 円

(内 概算払額 円)



年 月 日

社会福祉法人滋賀県共同募金会  
守山市共同募金委員会 会長 様

申請者 団体名  
住所  
氏名 印

守山市共同募金委員会公募助成事業  
「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金交付請求書（概算払）

年 月 日付け守共募第 号で助成金の額の交付決定の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円 （※助成金額の8割以内）

なお、上記助成金は次の口座に振り込むようお願いします。

振 込 先	金融機関名	銀行・農協 ( 支店・支所・出張所) 信用金庫・信用組合
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	

※添付書類 振込先口座の通帳の写し（見開きの口座番号、名義がわかるもの）

年 月 日

社会福祉法人滋賀県共同募金会  
守山市共同募金委員会 会長 様

申請者 団体名  
住所  
氏名 印

守山市共同募金委員会公募助成事業  
「赤い羽根チャレンジ応援事業」助成金交付請求書

年 月 日付け守共募第 号で助成金の額の確定の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円  
(概算払い金額 円)

なお、上記助成金は次の口座に振り込むようお願いします。

振 込 先	金融機関名	銀行・農協 ( 支店・支所・出張所) 信用金庫・信用組合
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	

※添付書類 振込先口座の通帳の写し（見開きの口座番号、名義がわかるもの）